

夏季の輸送安全総点検を実施しましょう！！

(バス・タクシー事業者)

関東運輸局では、7月1日(土)～8月31日(木)までの期間を、
「夏季の輸送安全総点検実施期間」と定め、多客期を迎える旅客輸送
事業者の方々に自主点検を通して、輸送の安全確保及び事故防止
の徹底を図るとともに、安全意識の高揚を図っております。

バス・タクシー事業者の方々におかれましては、以下の**実施細目・
自主点検表**により点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

《問合せ先》

関東運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課 (045-211-7256)

平成29年度 夏季の輸送安全総点検実施細目（自動車交通関係）

夏季においては観光地への輸送需要が増大するため、多客期を迎える鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等の輸送事業者については、自主的な安全への取組の強化が重要であり、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下で自主点検等の実施を通し、旅客輸送の安全確保及び事故防止の徹底を図るとともに、安全意識の高揚を図る必要がある。

また、例年この時期は台風等による風水害が発生するおそれが高まるため、自然災害発生時における旅客の安全確保のために必要な措置が実施されているか再点検する必要がある、さらには、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。

このため、「夏季の輸送安全総点検」（以下「総点検」という。）を次のとおり実施するものとする。

第1 期 間

平成29年7月1日（土）から平成29年8月31日（木）における任意の1週間

第2 重点項目

旅客自動車運送事業者においては、次の項目を重点とし、該当する各営業所に実施責任者（以下「責任者」という。）を選任し、第3の「自主点検事項」について、別紙「夏季の輸送安全総点検自主点検表」に基づき確実に点検を実施すること。

なお、責任者は、総点検の実施状況を掌握するとともに不備事項については、早急に改善すること。

- (1) 健康管理、労務管理その他事故等防止に係る安全管理の実施状況
- (2) 自然災害、事故等発生時の旅客等の安全確保のための取組状況（通報・連絡・指示・避難誘導）
- (3) テロ対策の実施状況（警戒体制の整備・発生時の対応）

第3 自主点検事項

夏季の輸送安全総点検の自主点検事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正な運行を行ううえでの運行管理の実施状況
 - ① 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）に従うなど適切な労務管理を行い、無理のない運行計画を定めているか。（バス、タクシー）
 - ② 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」及び「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」に基づき、運転者の健康状態の確実な把握及び健康上の要注意者への必要な措置を執っているか。（バス、タクシー）
 - ③ 運転者の勤務状況を把握するとともに、点呼時等において疲労・疾病等を把握しているか。（バス、タクシー）
 - ④ 運行経路の調査を行うとともに運行指示書を作成し、運転者への運行指示を行っているか。（バス）
 - ⑤ 泊まり仕業における睡眠のための施設を適切に確保しているか。（バス）
 - ⑥ 道路状況・気象状況の確実な情報の入手及び当該情報に基づく運転者への適切な運行指示を行っているか。（バス、タクシー）
 - ⑦ 最高速度の遵守、適切な車間距離の確保、脇見運転の防止等、追突事故の防止の

ための指導を徹底しているか。(バス、タクシー)

(2) 飲酒運転防止の徹底状況

- ① 乗務の開始前、終了後の点呼を対面により確実に実施するとともに、営業所に備えられたアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認しているか。(バス、タクシー)
- ② 遠隔地で乗務を終了または開始する場合は、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、点呼時にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無を報告させているか。(バス)
- ③ 乗務の開始前の点呼において、アルコール検知器が道路交通法で定める 0.15mg/l 以上以下にかかわらず検出された場合は、乗務させないこととしているか。(バス、タクシー)
- ④ 運転者の生活習慣について把握しているか。(バス、タクシー)
- ⑤ 最終飲酒時間、飲酒量等の確認を行っているか。(バス、タクシー)

(3) 薬物運転や無免許運転の防止等運転者への安全確保に関する指導・監督の実施状況

- ① 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・監督が行われているか。(バス、タクシー)
- ② 運転免許証の携帯の確認、有効期限の把握が確実になされているか。(バス、タクシー)
- ③ 運転者に対し、運行の安全確保についての指示を確実にしているか。(バス、タクシー)
- ④ 運転者から運行状況等の報告を確実に聴取しているか。(バス、タクシー)
- ⑤ 運転者の自家用自動車運転中の道路交通法違反の把握に努めているか。(バス、タクシー)
- ⑥ 事故の実態が把握され、再発防止について十分な指導・監督が行われているか。(バス、タクシー)
- ⑦ 事故の記録を行っているか。(バス、タクシー)
- ⑧ 事故惹起運転者等に対する指導・監督を行っているか。(バス、タクシー)

(4) シートベルト着用等の徹底状況

- ① シートベルト着用や走行中の着席について案内があり、車内事故防止についての周知が徹底しているか。(バス、タクシー)
- ② 運転者・乗客のシートベルト着用の徹底をしているか。(バス、タクシー)
- ③ 車内事故を防止するため、発進時及び降車時における旅客の安全確認などの旅客の安全確保を徹底しているか。(バス)

(5) 事故、テロ及び自然災害等発生時の旅客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備状況

- ① 事故の発生、テロ・バスジャック等の予告及び自然災害等の発生があった場合、死傷者に対する処置及び緊急時における関係機関を含む連絡等が迅速、かつ、的確に措置できる体制となっているか。また、運行管理者、運転者等に対し周知徹底が図られているか。(バス、タクシー)
- ② 「バスジャック統一対応マニュアル」に基づき、バスジャック発生時の被害車両

における乗務員及び事業者の対応、事業者における連絡・報告体制の構築が図られているか。(バス)

- ③ 車内・車庫内外等の点検・巡回等の防犯対策が徹底して実施されているか。(バス、タクシー)

(6) 車両の点検整備等の励行状況

- ① シートベルトの取付状態等について確実に点検が実施されているか。(バス、タクシー)
- ② 乗降口扉及び非常口扉(バスのみ)の機能の点検整備が確実に実施されているか。(バス、タクシー)
- ③ LPG自動車については、LPGガスの特性、運転時の注意、事故等によるガス漏れが生じた場合の対処方法の周知徹底がされているか。(タクシー)
- ④ ディスク・ホイールの取付状態等について確実に点検が実施されているか。(バス、タクシー)
- ⑤ 下回りの主要骨格部分を含む各部位について、点検ハンマーによる打音検査等により腐食の有無の点検が実施されているか。(バス、タクシー)
- ⑥ 「バス火災事故防止の点検整備のポイント」に基づき、確実な点検整備が実施されているか。(バス)
- ⑦ 貸切バス事業者においては、「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく、整備サイクル表が作成されているか。(バス)